

議事日程 (第 3 号)

平成25年12月18日 午前 9 時20分開議

- 日程第 1 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第56号 大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第57号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第58号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第64号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第65号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第66号 大刀洗町農業集落排水事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第67号 大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第59号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第60号 平成 2 5 年度大刀洗町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第13 議案第62号 平成 2 5 年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第14 議案第63号 平成 2 5 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第15 議案第61号 平成 2 5 年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第16 発議第 6 号 大刀洗町議会基本条例の制定について
- 日程第17 発議第 7 号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 発議第 8 号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための

法律の制定を求める意見書について

日程第19 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第56号 大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第57号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第58号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第64号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第65号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第66号 大刀洗町農業集落排水事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第67号 大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第59号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第60号 平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第62号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第63号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第61号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 発議第6号 大刀洗町議会基本条例の制定について
- 日程第17 発議第7号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 発議第8号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について
- 日程第19 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会）

出席議員（12名）

1 番	平田 信將	2 番	黒木 徳勝
3 番	後藤 晴一	4 番	平山 賢治
5 番	山田 英敏	6 番	林 威範
7 番	安丸眞一郎	8 番	花等 順子
9 番	平田 一成	10 番	森田 勝典
11 番	山内 剛	12 番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	東 義一	健康福祉課長	……………	渡邊 康弘
地域振興課長	……………	久次 桂二	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課長	……………	重松 俊一	子ども課長	……………	大浦 克司
会計課長	……………	須山りつ子	生涯学習課長	……………	福永 康雄
住民課長	……………	川原 久明	総務課企画監	……………	高良 朝子
総務企画係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	平田 栄一
監査委員	……………	棚町 和幸			

開議 午前9時20分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第16回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

会議の冒頭に、先日12月15日の一般質問の質疑の中で、非常に議会の品位をおとしめると言いますか、不適當な質疑がございました。そういう指摘を受けて、全員協議会で協議いたしました結果、議長声明という形できちっとしたルールの中で議会を運営するようということになりました。

それで、私がただいまより朗読をいたします。

議会は地方公共団体の意思を決定し、執行機関の行政執行を監視するものとして重大な使命を担当する機関であります。住民の立場に立って冷静沈着に言論を戦わせる場であります。議員も執行部も会議のルールに従い、秩序や議会の品位を重んじなければならないことは当然です。自己の意見を述べ、あるいは批判するに必要な限度を超えて、議会の品位を落とすことがないように努めなければなりません。理性的かつ節度ある言動が要求されていることを再認識して会議に臨んでいただきたいと思えます。

以上でございます。花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 議長が一番最初の発言が、質疑に不適切な発言があったというようなふうにおっしゃいましたが、質疑・応答の中ではないでしょうか。

○議長（長野 正明） 訂正をいたします。質疑・応答でございます。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので御協力のほどお願いいたします。

日程第1 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（長野 正明） 日程第1、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について意見はございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） お諮りします。本件について特に不適任という意見もないようでございますので、議会の意見は適任ということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本件については、議会の意見は適任と決定しました。

日程第2. 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（長野 正明） 日程第2、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について御意見ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） お諮りします。本件について特に不適任という意見もないようでございますので、議会の意見は適任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本件について議会の意見は適任と決定しました。

日程第3. 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（長野 正明） 日程第3、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について御意見ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） お諮りします。本件について特に不適任という意見もないようでございますので、議会の意見は適任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本件について議会の意見は適任と決定しました。

日程第4. 議案第56号 大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第4、議案第56号大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第56号大刀洗町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

日程第5. 議案第57号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第5、議案第57号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第57号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第58号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第6、議案第58号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第58号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11名中起立 11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第64号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第7、議案第64号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第64号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第65号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第8、議案第65号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第65号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第66号 大刀洗町農業集落排水事業受益者負担に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第9、議案第66号大刀洗町農業集落排水事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の差しかえがっておりますので、重松建設課長より説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松と申します。議案の差しかえがございますのでお手元の議案第66号をごらんください。

前回の12月10日に行われました本議会においての説明書条文と一部の変更がございましたので、差しかえをさせていただいております。内容につきましては、議案書の一番最後のページをごらんください。

条例の新旧対照表がございます。まず、旧のほうを新で変えた分については、第9条のところに負担金についての延滞金に関しては、大刀洗町条例の規定を準用する、これは変更ございませんけれども、新設としまして、第2項に町長は災害その他特別の理由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができるという、延滞金の減免措置を追加で設置をさせていただいたところがございます。

以上が変更点でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） それでは1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第66号大刀洗町農業集落排水事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第67号 大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第10、議案第67号大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の差しかえがっておりますので、重松建設課長より説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） それでは議案第67号差しかえの分をごらんください。

前回の本議会において説明した部分についての修正箇所を御説明いたします。大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての一番最後のページ、新旧対照表をごらんください。

変更部分につきましては、第9条の延滞金については前回説明したとおりこのように変更しております。追加の変更としては、第2項の中に町長は災害その他特別の理由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができるということで、旧の方では前条と記載しておりましたけれども、今回、内容を精査したところ前条ではなくて前項、要するに第9条第1項が該当するというので、前項に変更させていただいておるところでございます。

以上で修正点の説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） それでは1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第67号大刀洗町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第11. 議案第59号 大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第11、議案第59号大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第59号大刀洗町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたし

ます。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 12. 議案第 60 号 平成 25 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 4 号）について

○議長（長野 正明） 日程第 12、議案第 60 号平成 25 年度大刀洗町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 産業課の矢野でございます。議会初日に山田議員さんのほうから質問があつておりました。この予算書の 11 ページをお開き願います。

11 ページの中の 11 目水田農業担い手機械導入支援事業費の全体的な内訳はということで、御質問をいただいております。回答いたします。

まず、対象者が 2 名いらっしゃいます。これは補正と当初とあわせて対象者が 2 名、対象機械につきましては播種機、3 条用の播種機が 1 台、それからあぜの草刈り機、これが 1 台、これは 1 名の方ですね。

もう 1 名の方が、乗用田植機、これは 6 条用が 1 台、それからキャビン付これは運転席がフード等でおおわれているやつですね。キャビン付の薬剤散布機が 1 台、それからあぜ塗り機、畦畔を剪定する機械ですね、これが 1 台、以上となっております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 山田議員よろしいですか。

○議員（5 番 山田 英敏） はい、よくわかりました。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8 番、花等議員。

○議員（8 番 花等 順子） 5 ページの歳入なんですが、真ん中ほどに教育費国庫補助金の中に幼稚園就学奨励金がマイナス補正で上がっているんですね。それに対して 13 ページの一番下、幼稚園就学奨励金がプラス補正 71 万 8,000 円が上がっているんですが、奨励金を出すのがふえれば、歳入も多くなるんじゃないかなと思うんですが、ここはどんなになっていますでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは花等議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり補助事業でございますから、歳出がふえれば基本的に歳入のほうもふえるというのが筋でございます。この 5 ページのほうをお開きいただきますと、13 款国庫支出金 2 項国庫補助金、そして教育費国庫補助金の幼稚園就園奨励費補助金、これがマイナスの 83 万

8,000円となっている理由でございますが、大体こちらは3分の1の補助なんです。ですからおおむね予算の範囲内で支出される分でございます、必ずしも3分の1にはならないということで、今回、内示を既にいただいている部分が248万3,000円ということで、本来なら33%という補助率になるところですが、計算しますと24.6%ということで、必ずしも3分の1にはなっていないと。

ですから、対象者の児童数の増によって支出は増えるけれども、こういった歳入の減少が生じるということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 当初は3分の1、33%ほどで歳入の予算を組んでいたけれども、実質24%ほどしか入ってこないというところでマイナスということになったわけですね。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） そのようでございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） おはようございます。4番、平山です。

私は今予算一般に反対の立場から討論を行います。ほとんどの項目は賛成でございますが、9月議会でも申し上げておりますように、自治振興費中海外進出に係る事業費関係分につきましては、私はこれは行うべきじゃないと思いますので、本案に反対するものであります。

議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから議案第60号平成25年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第13. 議案第62号 平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（長野 正明） 日程第13、議案第62号平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第62号平成25年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第14. 議案第63号 平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第2号) について**

○議長（長野 正明） 日程第14、議案第63号平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第63号平成25年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第15. 議案第61号 平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について**

○議長（長野 正明） 日程第15、議案第61号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから議案第61号平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第16. 発議第6号 大刀洗町議会基本条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第16、発議第6号大刀洗町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提出委員長の趣旨説明を求めます。山内委員長。

○議会改革特別委員長（山内 剛） 議会改革特別委員長の山内でございます。時間も十分ありますからゆっくりやらせていただきます。

まず、提案する前にこれまでに至った経緯を、もうこれごく簡単に説明をさせていただきます。

平成23年3月11日、これは東北の大震災でございました。このときに我々議会としましては、議会活動のあり方それから議会基本条例、その他課題等について調査研究をしようというようなことで、議会改革特別委員会を全員一致のもとで立ち上げたわけでございます。

その後、条例のほうをつくりましょうというような意見もございましたけども、やはりほかにもまだいろいろやることがあるから、それをやりながら、勉強しながら条例は後でつくりましょうという皆さんの意見になりまして、その間私たちはいろいろ講師をこちらのほうにお招きしたり、それから先進地でございます他市町村に条例関係、いわゆる改革のための勉強にも何回となく行かせてもらった経緯でございます。それから区長会とも意見を交わさせていただいたわけでありまして。

それを一年半ぐらいやりまして、24年11月にもう大体条例をつくるとに熟してきたかなというところで、23年12月に議会改革特別委員会において、25年度提案に向けて条例をつくりましょうというようなことになりまして、どういう方法でまずつくるかというようなことで、まずは素案のたたき台をつくるためには、全員でやるのが一番これはいいわけでございますけども、何名かで素案のたたき台をつくりましょうということに決まりまして、一応4名、正副とそれに議長、事務局を入れまして、4名で素案のたたき台の作成の準備にかかったわけでござ

います。

もうここで大事なのが、やはり住民の意見を入れるということが最もまた大事でございますもんですから、本年の1月より策定委員さんを募集をいたしましよちゅうようなことで、4名の方を募集をいたしまして、1名応募していただきましたけど、あと3名の方には適当で優秀な方をこちらのほうからお願いをして、4名の8名で素案のたたき台を作成したわけでございます。

そして、その後、また議会改革特別委員会にこの素案のたたき台を諮りまして、5月、6月、7月、8月の上旬ごろまで皆さんの御意見をいろいろ賜りながら、この素案のたたき台をのかす素案を作成したわけでございます。もちろん、これまでには当初の報告会も2回やっております。本年度も1回報告会もやっております。そして報告会のおきも、住民の参加してある方ではございましたけども、こういうふうに我々は条例をつくってやりますよちゅうようなことを申し述べてまいってきたわけでございます。

それで、ことしの11月に素案の条例を最終確認しまして、ちょっと遅まきではございましたけど、12月初旬、中旬にかけてましてホームページ上に公開を実施したわけでございます。そしてきょうの条例の提案になったわけでございます。

そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、上程の理由を朗読させていただきます。

発議第6号平成25年12月18日、大刀洗町議会議長長野正明殿。提出者、議会改革特別委員会委員長山内剛。

大刀洗町議会基本条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条3項の規定により提出いたします。

提案理由。二代表制の一翼を担う議事機関として議会のあるべき姿や責務を明らかにするとともに、議会としての基本理念や基本方針を定め、それらを継続させるためでございます。

それでは内容の説明に入ります。内容も前文から第9章までとなっておりますから、非常に量も多くございますものですから、前文だけは皆さんと一緒に読ませていただきまして、あとは条ごとにポイントだけ行かせていただきたいと思います。

それでは、まず前文、条例の理念でございます。前文を読ませていただきます。

大刀洗町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される大刀洗町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選ばれた大刀洗町長（以下「町長」という。）とともに、二代表制のもと、町民の信託を厳粛に受け止め、町民全体の福祉の向上を議会における討議により実現し、将来に向かって町民との約束を果たすため、この議会基本条例を制定する。

地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会がその持

てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。情報の公開、住民の議会への参加、議員同士の活発な議論の推進をとおして、町民に信頼され、存在感のある議会を築くものとする。

まあ、これが前文でございます。理念と申しますかそういうことでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。これちょっと急いでやる。

第1条が目的でございます。この目的は何をうたっていますかという、議会及び議員に関する基本的な事項を定め、町政の情報を広く公開し、住民とともに進む闊達な議会を目指すことをうたっております。

次は第2章、議会の運営原則・議員の活動原則の第2条ですけど、これは議会の運営原則です。議会が町民の代表機関であることを自覚し、常に町民に開かれた議会運営を行うことを規定しています。

第3条、議員の活動原則です。議員は多様な町民の意思を反映し、政策水準を高めるため自由討議を推進することを規定しています。議員は積極的な条例提案を行うことも規定しておるわけでございます。

次は第3章、町民と議会の関係。町民参加及び町民との連携、まあ、第4条になります。議会は全ての会議を原則として公開することを規定しております。請願及び陳情、政策、提案と位置づけます。町民から募集した議会モニターを設置し、議会運営等に関する意見、要望等を聴取して、議会運営に反映させなければなりません。

次、第4章、議会及び議員と町長等の関係。町長等は論点、争点を明らかにするために、質問した議員に対して逆に質問することができることを規定しています。これは、ある項目ましてや別件はもちろんなんですけれども、何かそれに対して討論するという意味ではございません。要するに質問された趣旨をお互いがよく理解してやるというようなことをうたっておるわけでございます。

先ほどもちょっと出ましたけれども、ましてやそのあれに、これはこうだとかああだとか、それぐらいはいいんですけど別件をそれに絡みましてやっていただくようなことをうたっているわけではございません。

次、第6条、町長による政策等の形成過程の説明。いろいろ政策過程がございますけれども、町長等が提案する政策等について、その提案を議会として町長等に説明を求めることをうたっておるわけでございます。

次は7条、これは予算、決算の説明なんです。これは今までももちろんやっていただいておりますし、当然のことでございます。要するに予算や決算を審議するに当たっては、説明資料を求めるということです。

次、第5章、自由討議の拡大（自由討議による合意形成）。議会は議論の場であることから議員相互の自由な討議によって、合意形成することを規定しています。

次、第6章、委員会の活動。委員会は、その所管する事務について積極的な調査・研究を行い、政策提案を行うよう努めなければならない。視察を行ったときは、その内容を本会議で報告し、関係部署等の意見交換の場を必要に応じて設けなさいということです。

次、第7章 議会及び議会事務局の体制整備（議員研修の充実強化）。これは議員が資質向上と政策形成立案能力を高めていく、研修の充実を図ることを目的としています。

次は、（議会事務局の体制整備）。それから（議会広報の充実）。ここら辺は議会事務局の体制整備は読んでいただければいいと思います。議会広報の充実、議会は重要な情報発信手段として「議会だより」の発行時期について規定しています。

次、8章、議員の身分及び待遇、政治倫理。これはもうもちろん議員定数は大刀洗町議会議員の定数条例にうたってあります。それから報酬に関しても、報酬条例でうたっておりますことを言っておるわけでございます。それから、議員の政治倫理も政治倫理条例を遵守することを規定しておるわけでございます。

それから第9章でございます。最高規範性と見直し手続き（最高規範性）。議会はこの条例が議会運営の最高規範であり、尊重しなければならない。とうたっています。

次、最後になりますけども、（見直し手続き）です。この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討すると。検証の結果、制度の改善が必要な場合はこの条例の改正を含めて適切な措置を講じることもうたっております。

以上でございます。この条例は平成26年4月1日から施行する予定でございます。ちょっと私の説明がまずくて、申しわけございませんでしたけど、議員各位の賛同をよろしくお願いいたしまして、私の基本条例の提案と内容の説明にさせていただきます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

討論は最初反対討論で始まりますけども、反対討論はございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） そしたら4番、平山議員は討論をされますか。

○議員（4番 平山 賢治） 賛成討論をしたいと思います。

○議長（長野 正明） はい、じゃわかりました。賛成討論を認めます。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。私は本案に賛成の立場から討論を行いま

す。

全国でも大きな流れになっております基本条例が、当町でも議員発議で提案されましたことは全面的に賛同するものでございます。とりわけ議事の徹底的な公開あるいは住民参加、そして議員相互の自由な討議ということが責務として書かれていることは大いに評価できるものであります。

全議員で臨んだわけですけど、とりわけ作成に当たった委員各位には感謝を申し上げたいと思います。そして、例えば仮に可決後我々がこの条例にどう議会を近づけていくのか、責任を果たしていくのかがまさに重要であって、今後、身の引き締まる思いであります。

一方で、この制定の過程におきましては、住民の御意見をお聞きする部分がいささか不十分な点があったのではないかと感じております。これには私自身の反省もでございます。制定後もこの条例のあり方、住民の声を不断に耳を傾け、必要であれば条例を改正していく、この立場を御確認いただくよう申し上げて私の賛成討論といたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。

○議員（8番 花等 順子） 賛成討論です。

○議長（長野 正明） 重なりますけども、8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 8番、花等です。私はこの基本条例に賛成の立場から討論をいたします。

大刀洗町の議会基本条例が制定されることは、議会のありようを広く町民に知らせ、より開かれた議会になるよう議員としての自覚を一段と強くし、よりよい議会人となるべき身の引き締まる思いをしております。

この基本条例制定に当たっては、議員全員で研修・研鑽を重ね討議してまいりました。特に、山内委員長、安丸副委員長、長野議長の頑張りには敬意を表するものであります。が、議会基本条例策定のスケジュールでは、10月ごろにパブリックコメントをするように予定しておりましたが、これをしないまま12月9日から12月17日の間、インターネット上におけるパブリックコメントをただけにとどまったのはとても残念でした。

私は議員として、常々執行部に必要に応じてパブリックコメントを要請しながら、委員みずからが安易にやり過ぎたことを残念に感じております。しかしながら、このような議会基本条例ができますことを大変うれしく思い賛成討論といたします。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 賛成ありがとうございます。先ほど言われました住民からのパブリックコメントにつきましては、非常に申しわけなく感じております。

そのことももちろんなんですけども、今度、施行は4月からなんですけども、明けて1月からはもう早々にモニター制度の関係を始めたいと思っております。

今後、今までの不足だった部分は本文に大いに活かして、立派な大刀洗町議会基本条例を目指して皆様と一緒にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 討論ではなく、何か答弁のようになりましたけども。ほかに。

[なし]

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから発議第6号大刀洗町議会基本条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第17. 発議第7号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第17、発議第7号大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出委員長の趣旨説明を求めます。山内委員長。

○議会改革特別委員長（山内 剛） 発議第7号平成25年12月18日大刀洗町議会議長、長野正明様。提出者、議会改革特別委員会委員長、山内剛。

大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条3項の規定により提出します。

提案理由は、議会基本条例第4条第2号の規定より委員会の会議について秘密会を省きこれを公開するためでございます。

内容の説明をいたします。内容の説明は新旧対照表がございます。大刀洗町議会委員会条例新旧対照表です。その本則の中の第2章、会議及び規律のところでは、これは旧のほうが傍聴の取り扱いが、第17条で「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。」となっておりますけれども、基本条例に基づきまして「委員会の会議は、秘密会を除きこれを公開する。」ということでございます。

以上、提案と趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから発議第7号大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第18. 発議第8号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について

○議長（長野 正明） 日程第18、発議第8号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
発議第8号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定
を求める意見書について
.....

○議長（長野 正明） 提出議員の趣旨説明を求めます。後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 3番、後藤でございます。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

まず、この意見書を提出するに当たってのきっかけになったのはどういうことか。また、時期的になぜ今意見書を出すのか。あるいは大刀洗議会はどうしてこれを提出するのか、その辺を含めて説明をさせていただきたいと思います。

まず、きっかけについては12月11日の全員協議会で示されましたけれども、容器包装の3Rを進める全国ネットワークというところから意見書提出採択の願いがありました。そのことは皆様に示されたとおりでございます。

ことしで時期的にいつになるかということを含めてですけれども、平成12年に循環型社会形成推進基本法というのが制定されました。資源・循環の視点から廃棄物を捉え、資源・循環問題を基本とした総合的な視点に立って行政を進めていくことが期待されました。関連法も制定され

ているところでございますが、実効性の面で大きな課題が残されたままとなっているものであります。

特に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律、いわゆるこのたびの容器包装リサイクル法は容器包装廃棄物の原料、リサイクル等を目的に制定されましたが、容器の分別排出は消費者、分別回収・保管は自治体、リサイクルは事業者の責任となっているため、同法が施行されてから自治体の資源回収にかかわるコストは大きな財源の負担となっております。

平成18年には容器包装リサイクル法が改正されましたが、これは事業者の責任と負担を消費者と自治体に転嫁し、自治体の費用負担の増大という問題点を拡大・深刻化させたと言われております。このことから容器包装リサイクル法の見直しを求める請願が平成23年8月31日に衆議院と参議院で採択されております。

請願の採択内容は次の3項目でございます。1つ目は、容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別・保管の費用負担のあり方を検討する。2つ目が、リデュースいわゆる発生抑制、リユース再使用を促進するためさまざまな課題の対応を検討する。3番目が、製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みのあり方を検討する。この3項目でございます。

平成25年は容器包装リサイクル法の見直しをする年に当たっております。9月19日に第1回中央環境審議会、循環型社会部会容器包装の3Rを推進する小委員会が開催されました。審議が始まっておるところでございます。多くの自治体が結集し、意見を述べることが重要となっております。

このことは、全国町村会、全国町村議会議長会等が地方6団体へのアプローチもやっておるところでございます。その結果、地域からの意見書が提出されたほうが自治体団体として動きやすいので、ぜひそのような取り組みを進めてほしいとの意見も出ているところでございます。

大刀洗町においても12月10日の本定例会の初日の閉会後に、総務文教委員会から町長へ、ごみ減量のさらなる取り組みに向けての提言を行ったところでもあります。大元のところで通じるものがあるものと思います。

我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し別紙（案）のとおり容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めるため、地方自治法第99条の規定に基づき意見書の提出をするものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから発議第8号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第19. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会）

○議長（長野 正明） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（長野 正明） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第16回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時25分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月18日

議 長 長野 正明

署名議員 黒木 徳勝

署名議員 後藤 晴一

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月18日

議 長

署名議員

署名議員